

## 申告に必要なもの 準備ができたならチェック

- ボールペン(受付票への記載はご自分のペンを使ってください)
- マイナンバーカード(お持ちでない場合はマイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類)
- 確定申告のお知らせ(税務署から送付されたはがきなど)
- 給与・公的年金などの源泉徴収票(扶養親族分も持参)
- 郵便局や保険会社などから送付される「支払調書」などの受取金額が分かるもの  
※個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金<sup>へんれい</sup>は、掛金などを差し引いた金額がそれぞれ雑所得および一時所得となります。
- 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関と口座番号が分かるもの
- 農業・営業などによる事業所得、不動産所得のある人は収支内訳書(領収書なども持参)
- 医療費控除を受けようとする人は、支払金額と保険金などを集計した明細書  
※おむつ代の医療費控除は医師の証明が必要ですが、おむつ代の医療費控除が2年目以降で介護認定を受けている人は、健幸長寿課で証明書の発行ができる場合があります。後日郵送となるため事前に健幸長寿課(☎ 21-0299)へお問い合わせください。
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、寄付金などの各種領収書・控除証明書
- 障害者控除を受けようとする人は「障害者手帳」、または「障害者控除対象者認定書」  
※「障害者控除対象者認定書」は健幸長寿課で発行します。65歳以上で要介護認定が要介護1～3の人が「障害者」、要介護4・5の人が「特別障害者」の対象となります。証明書の発行に数日を要する場合がありますので、事前に健幸長寿課、または各地域局へ申請してください。

## 申告にあたってのお願い

**申告会場が混み合うことが予想されますので、ご協力をお願いします。**

- 作成済みの申告書を提出する場合は、税務課、または各地域局で随時受け付けます(郵送可)。マイナンバーカードの両面、またはマイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類の写しを添付してください。
- 事業の収支内訳書、医療費控除明細書の用紙が必要な場合は、税務課、各地域局、または各地域市民センターで受け取ることができます。
- 農業などの事業所得がある人は、領収書などを整理し、収入・経費ごとにまとめた収支内訳書を作成してください。
- 医療費控除を受けようとする人は、医療保険者が発行する「医療費通知」を添付するか、医療を受けた人・医療機関ごとに集計した明細書を作成して持参してください。医療費通知を添付する場合、11月・12月受診分については医療機関が発行した領収書に基づき医療費控除明細書を作成してください。また、保険金などで補てんされた金額(高額療養費、出産育児一時金など)があれば同様に整理・集計し、明細書に記入してください。なお、領収書の日付が令和4年1月1日～12月31日であることを確認してください。  
※医療費控除の明細書や事業の収支内訳書は、相談時に計算などの代行作成を行うことはできません。  
**事前作成をされていない場合は再度お越しいただくことがあります。**
- 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告の際に保険料などの支払いを証明する書類(控除証明書など)が必要です。